

第5回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月28日 午後5時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議席議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(3件)
 - 日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(1件)
 - 日程第5 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転3件、賃貸借2件)
 - 日程第6 議案第4号 土地の現況証明願について
(1件)
 - 日程第7 議案第5号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

4 出席
委員

1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端 敦
4 番 田中昭一	5 番 高橋 智	6 番 森長正徳
7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	9 番 河端英利
10 番 松田一博	11 番 橋口善一郎	12 番 青山佳代子
13 番 山田正人	14 番 中道雅彦	15 番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第5回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和7年由仁町農業委員会第5回総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第5回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
5番 高橋委員、6番 森長委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 本件は、土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の2ページをお開き願います。

 1番ですが、貸主は小樽市の■■■■氏、借主は山形自治区の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、山形571-1の1筆の田で、面積は7,939㎡です。

 貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

 議案資料の1ページをお開き願います。

 『解約通知書』については、令和7年4月18日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

主査

議案の2ページにお戻り願います。

2番と3番については、関連性がありますので、まとめてご説明いたします。

2番ですが、貸主は東三川自治区の[REDACTED]氏、借主は川端自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は、東三川 1634 から 1636 までの3筆の畑で、合計面積は5,143 m²です。

3番ですが、貸主・借主は2番と同じで、土地の所在は、東三川 1637 から 1641 までの5筆の田で、合計面積は58,888 m²です。

両方とも貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の2・3ページの『解約通知書』になりますが、どちらも令和7年3月27日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

本件は、会議規則第10条の規定に基づき [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

議長 それでは議案第2号の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について説明いたします。

議案の4ページをお開き願います。

本件は1件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1番ですが、土地の所在は東三川2788から2799までの3筆の田と2筆の畑で、合計面積は46,922㎡です。

あっせん申出者は、東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

本件は3月24日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

主査 公社買入後の事業参加者は、同じ東三川自治区の [] を予定しております。

議案資料の4ページをお開き願います。
農地は、東三川地区にある町道岩内東三川線の東側にある農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と④と⑤の水田で、10a あたり [] 円、あっせん申出地②と③の畑で、10a あたり [] 円、金額が [] 円です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

[]
議長 議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定いたしましたので、[] に報告します。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第 3 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第 3 号について、ご説明いたします。

議案の 6 ページをお開き願います。

本件は、所有権移転の売買が 3 件、賃貸借が 2 件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、6 月 25 日を予定しております。

今回の促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

はじめに売買の関係ですが、1 番から 3 番については、5 月 12 日、13 日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買となっております。

1 番ですが、土地の所在は山形 571-1 の 1 筆の田で、面積は、7,939 m²です。

主査 売買価格は、[REDACTED]円で、公社事業の即売りタイプになります。
譲渡人は小樽市の[REDACTED]氏、譲受人は長沼町の[REDACTED]
[REDACTED]です。

議案資料の5ページをお開き願います。
農地は、山形地区の道道沿いにある、あっせん申出地①の
白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10aあたり[REDACTED]円となっております。
以上で議案第3号の1番の説明を終わります。

議長 議案第3号の1番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号の1番については、農用地利用集積等促進計画
のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号の1番については、農用地利用集積等
促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 ここで、会議規則第10条の規定に基づき [REDACTED]
には退席していただき、議案第3号の2番に係る議事を進め
させていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第3号の2番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 2番ですが、土地の所在は西三川 349-2、353 の2筆の畑
で、合計面積は7,552 m²です。

主査 売買価格は、[REDACTED]円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は三川旭町の[REDACTED]氏、譲受人は西三川自治区の[REDACTED]氏です。

議案資料の6ページをお開き願います。
農地は、西三川地区の旧国道沿いにある、あっせん申出地①と②の白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10aあたり[REDACTED]円となっております。
以上で議案第3号の2番の説明を終わります。

議長 議案第3号の2番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号の2番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号の2番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第3号の2番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

議長 それでは議案第3号の3番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査

3 番ですが、土地の所在は東三川 1634 から 1641 までの 5 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 64,031 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は川端自治区の [REDACTED] です。

議案資料の 7 ページをお開き願います。

農地は、東三川地区の町道前田線の北側にある、あっせん申出地①から⑧までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①から③までの畑で 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地④から⑧までの田で 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 7 ページをお開き願います。

4 番以降は、農地中間管理事業として、北海道農業公社を通した賃貸借の案件になります。

4 番ですが、土地の所在は山形 849 の 1 筆の畑で、面積は 20,500 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、長沼町の [REDACTED] で、新規の案件です。

5 番ですが、土地の所在は山形 850、851 の 2 筆の畑で、合計面積は 3,347 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、長沼町の [REDACTED] で、新規の案件です。

以上で議案第 3 号の 3 番から 5 番の説明を終わります。

議長

議案第 3 号の 3 番から 5 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号の3番から5番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号の3番から5番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第4号『土地の現況証明願について』
本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第4号について、ご説明いたします。
議案の9ページをお開き願います。
本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願であります。
申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

1番ですが、現況証明の申請者は、下古山自治区の■■■■氏です。
申請地は新光169の1筆で、公簿地目が田となっておりますが、現況は雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の10ページをお開き願います。

主査 申請地は、下古山自治区の町道役場本通線沿いにある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地につきましては、地目変更登記後に売買する予定となっております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『令和6年度最適化活動の点検・評価について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『令和6年度最適化活動の点検・評価について』

本件は令和6年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検・評価を行ったので、これの承認を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。
議案資料の8ページをお開き願います。

主査 こちらは、昨年３月の総会にて決定した令和６年度最適化活動の目標設定等について、令和６年度の活動実績により点検・評価を行ったものであります。

 この点検・評価については、国からの通知に基づき、毎年実施しているものであり、本日の総会決定後に、この点検・評価結果を北海道へ報告することになっております。

 それでは、内容について、ご説明をいたします。

 （資料により内容説明）

 以上で、議案第５号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
 ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
 議案第５号については、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
 よって、議案第５号については、提案のとおり決定しました。

議長 おはかりいたします。
 本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
 よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17 時 40 分)

議事録署名委員

5 番 高橋 智 

6 番 森 秋 正徳 